

改正卸売市場法に定める共通遵守事項

項目		改正区分	改正条例	内容	理由
1	差別的取り扱いの禁止	新規	5	・開設者は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人、その他の卸売市場において売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱い行ってはならない。	・法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第3号イ）
		新規	25	・卸売業者は、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。	・法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第5号2）
2	売買取引の原則	新規	18	・市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。	・法定事項のため（改正卸売市場法第13条第5項第5号1）
3	売買取引の方法	一部	26	・卸売業者が、市場において行う卸売については、せり売又は、入札の方法若しくは相対及び定価売の方によらなければならない。	・法定事項のため（改正卸売市場法第13条第5項第4号イ・同条第5項第5号3）
4	決済の方法	一部	31	・卸売業者は、受託物品を卸売したときは、その販売をした日から14日以内に、現金又は送金その他の方法で、その代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を委託業者に支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。	・法定事項のため（改正卸売市場法第13条第5項第4号ロ・同条第5項第5号1）
		一部	31-2	・買受人は、卸売業者から買受けた物品については、直ちに引取るものとしその代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、現金又は送金その他の方法で、請求を受けた日から起算して7日以内に支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。	

改正卸売市場法に定める共通遵守事項

項目		改正区分	改正条例	内容	理由
5	売買取引条件の公表	新規	33	<p>・卸売業者は、次に掲げる事項について公表しなければならない。</p> <p>(1) 営業美及び営業時間 (2) 取扱品目 (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法 (4) 委託手数料その他の生鮮食品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額 (5) 生鮮食品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 (6) 報奨金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む）</p>	<p>・法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第5号4）・規則第20条第1項第1号から6号</p>
6	売買取引の結果等の公表	一部	34	<p>・町長及び卸売業者は、毎日の取扱主要品目について、毎日の卸売予定数量はその日の卸売が開始される前までに、また卸売数量及び価格（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、その日の卸売終了後、速やかに市場内の見やすい場所に公表するものとする。</p>	<p>・法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第3号口）・規則第18条第1項第1号から2号</p>
		一部	34-2	<p>・卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその前月の奨励金等の種類ごとの交付額（前条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を市場内に掲示し公表するものとする。</p>	<p>・法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第5号6）・規則第22条第1項第1号から3号</p>
7	卸売業者による事業報告書の作成等	新規	35	<p>・卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該年度経過後、卸売業者の総会等において承認されてから30日以内に町長に提出しなければならない。2 卸売業者は、前項の事業報告書を閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる場合を除き、これを拒んではならない。(1)当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売する見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合(2)安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合(3)同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合</p>	<p>・法定事項のため（改正卸売市場法第13条5項第5号5-1）・規則第21条第1項から3項・第4項第1号から4号）</p>

改正卸売市場法に定める共通遵守事項

項目		改正区分	改正条例	内容	理由
8	報告及び検査	継続	36	<p>・町長は市場業務の適切かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、卸売業者から市場における業務若しくは、財産の状況に関する報告を求め、又は市場における業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。2 前項の規定により、検査に当たる職員は、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。3 卸売業者は、規則で定める様式により月の初日から末日までの取扱高を翌月10日までに、町長に報告しなければならない。</p>	<p>・法定事項のため（改正卸売市場法第13条第5項第3号ハ）</p>
9	改善命令	新規	37	<p>・町長は、卸売業者に対し、卸売業務の運営等に関し必要な改善措置を命じることができる。</p>	<p>・法定事項のため（改正卸売市場法第13条第5項第3号ハ）</p>
10	市場秩序の保持等	新規	38	<p>・取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。2 町長は、取引参加者等に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p>	<p>・法定事項のため（改正卸売市場法第13条第5項第3号ハ）</p>